証券コード　5962
平成27年６月９日

株 主 各 位

堺市堺区海山町２丁１１７番地
浅香工業株式会社
代表取締役社長　古賀秀一郎

第111期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
さて、当社第111期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時45分（営業時間終了の時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　堺市堺区海山町２丁117番地　当社本社４階ホール
（末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第111期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.asaka-ind.co.jp/）に掲載させていただきます。
本総会は省エネルギーおよび節電のため冷房を抑えて開催する予定です。株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席いただきますようお願い申しあげます。なお、空調設備等の都合により、お席によって寒暖の差がありますのであらかじめご了承ください。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．会 社 の 現 況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、政府の経済政策や日本銀行による金融緩和等を背景に企業収益の向上や所得・雇用環境の改善が進んだものの、消費税増税による駆け込み需要の反動減や円安に伴う原材料価格をはじめ生活必需品の物価上昇等の影響から個人消費の回復は鈍く、景気の先行きは不透明なまま推移いたしました。

このような情勢下におきまして、当社は、新規販路の開拓と製品開発に取り組み、営業戦力強化のもと、売上拡大に努力するとともに、設備投資における物流機器類の受注状況が、緩やかながらも回復基調にあり、売上高は8,887百万円（対前期比2.6％増）となりました。

利益面につきましては、国内ショベル等の大幅な売上増に加え、引き続きコストの低減と諸経費の節減等に努めましたが、営業利益は170百万円（対前期比1.9％増）、経常利益は192百万円（対前期比2.4％減）、当期純利益は124百万円（対前期比16.3％増）となりました。

なお、セグメント別の業況は次のとおりであります。

生活関連用品

ショベル類につきましては、昨年２月、関東地方の降雪の影響により、４月以降においても、ショベルの売上は順調に推移し、また、９月以降、関東地方を中心に降雪準備による除雪用ショベルの売上が大きく伸びた結果、国内向け売上高は1,380百万円（対前期比2.7％増）となりました。輸出は、主力取引先であるイランへの経済制裁が一部緩和され、１月以降徐々に受注状況が回復し、また他の諸外国へも拡販努力した結果、売上高は78百万円（対前期比12.6％増）となり、ショベル類全体の売上高は1,459百万円（対前期比3.2％増）となりました。

また、アウトドア用品類、工事・農業用機器類につきましては、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減や原材料高騰による価格改正等の影響もあるなか、夏場の天候不順等が続いたことから、季節商材の売行きが伸び悩み、売上高は4,869百万円（対前期比3.3%減）となり、生活関連用品全体の売上高は6,328百万円（対前期比1.9%減）となりました。

物流機器

業界内における設備投資は、企業収益の改善を背景に、緩やかながらも回復傾向が続いており、依然として価格競合等の影響はあるものの、拡販策の展開と売上拡大に努力した結果、売上高は2,559百万円（対前期比15.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第108期 (23.4～24.3)	第109期 (24.4～25.3)	第110期 (25.4～26.3)	第111期(当期) (26.4～27.3)
売上高（百万円）	8,168	8,340	8,663	8,887
経常利益（百万円）	194	202	197	192
当期純利益（百万円）	117	146	107	124
１株当たり当期純利益	11円83銭	15円19銭	11円16銭	12円98銭
総資産（百万円）	5,424	5,475	5,874	6,274
純資産（百万円）	2,246	2,391	2,522	2,728
１株当たり純資産額	233円51銭	248円64銭	262円32銭	283円82銭

（注）１．１株当たり当期純利益につきましては、自己株式数を控除した期中平均株式数を基礎にして算出しております。

２．１株当たり純資産額につきましては、自己株式数を控除した期末株式数を基礎にして算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、消費税増税の反動減の影響が一巡したことに加え、政府による経済・金融政策の効果から景気は緩やかな回復基調が見込まれるものの、円安に伴う原材料価格や物価上昇等の影響から消費者マインドに弱さがみられ、また世界経済においても先行き不透明感は強く、経営環境は依然として厳しい状況が続くものと思われます。

当社といたしましては、重点課題である新規市場の開拓とその市場に合わせた製品開発に努力するとともに、地域性の高い製品および特殊用途の製品開発にも目を向け、既存販路および新規販路についても拡販に全力を尽くし、業績向上に邁進する所存であります。また、業務の適正を確保するための体制につきましては、内部統制システムの基本方針に沿って、リスク管理やコンプライアンス等積極的に推進しておりますが、今後も反社会的勢力の排除に向けた取り組みと各部における重要データの保存と管理について、更に強化・徹底してまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容　（平成27年３月31日現在）

当社の製造、販売する主要な製品・商品は次のとおりであります。

取扱品目	主要な製品・商品
生活関連用品	
ショベル類	ショベル、スコップ、スペード
アウトドア用品類	園芸用具
工事・農業用機器類	土木・建築工事用機器、農具、木工製品
物流機器	電動移動棚、回転ラック、重・中・軽量ラック、搬送用具、店舗什器

(6) 主要な営業所および工場（平成27年３月31日現在）

本　　社	堺市堺区
支　　店	東京支店（さいたま市南区）、北海道支店（北海道江別市）、 名古屋支店（愛知県春日井市）、福岡支店（福岡市博多区）
営　業　所	神奈川営業所（神奈川県海老名市）
物流センター	茨城物流センター（茨城県稲敷市）
工　　場	堺市堺区

（注）　神奈川営業所は、営業拠点の集約による業務の効率化を図るため、平成27年５月31日付で閉鎖し、東京支店に統合いたしました。

(7) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
157名	２名減	43歳１ヶ月	17年８ヶ月

（注）　臨時使用人（パートタイマー、アルバイト）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社近畿大阪銀行	250
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	215
株式会社みなと銀行	185
株式会社池田泉州銀行	139

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2．株式の状況（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　40,000,000株

(2) 発行済株式の総数　10,370,800株

（うち自己株式757,840株を含む）

(3) 単元株式数　1,000株

(4) 株主数　1,196名

(5) 大株主

当社の大株主の状況は以下のとおりであります。

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
浅香工業取引先持株会	973	10.12
浅香久平	955	9.93
株式会社近畿大阪銀行	456	4.74
株式会社みなと銀行	382	3.97
アサカ従業員持株会	366	3.81
ニチユ三菱フォークリフト株式会社	341	3.54
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	320	3.32
日本伸銅株式会社	300	3.12
株式会社西沢材木店	254	2.64
日本生命保険相互会社	200	2.08
象印マホービン株式会社	200	2.08

(注) 1．当社は自己株式を757,840株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2．持株比率は、自己株式を控除して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

３．会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況 （平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	嶌田長秋	
代表取締役社長	古賀秀一郎	営業部本部長
専務取締役	岡田実	管理本部本部長
常務取締役	児山正紀	生産部部長
取締役	山木信男	経理部部長
取締役	林弘章	営業部東部担当部長
取締役	河本幸博	物流システム部本部長
常勤監査役	尾崎順司	
監査役	藤田敏雄	
監査役	大塚豊	公認会計士大塚豊事務所代表者
監査役	中務正裕	弁護士法人中央総合法律事務所代表社員

（注）１．監査役　大塚　豊氏および監査役　中務正裕氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
２．監査役　大塚　豊氏は公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
３．取締役兼任の状況
代表取締役社長　古賀秀一郎氏は、子会社　国富産業株式会社の取締役であります。
常務取締役　児山正紀氏は、子会社　国富産業株式会社の代表取締役社長であります。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区分	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役	7	81
監査役 （うち社外監査役）	4 (2)	23 (8)
合計	11	104

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成４年６月25日開催の第88期定時株主総会において月額10百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、昭和63年６月24日開催の第84期定時株主総会において月額３百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員等に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役　大塚　豊氏は公認会計士大塚豊事務所の代表者であります。当社と同事務所との間には取引関係はありません。

監査役　中務正裕氏は弁護士法人中央総合法律事務所の代表社員であります。当社と同法律事務所との取引関係において、職務執行における意思決定に対し影響を与え得る取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

監査役　大塚　豊氏は13回開催された取締役会の内11回、および13回開催された監査役会の内11回に出席し、主に公認会計士として財務および会計に関する専門的見地から、各会の妥当・公正性を確保するための提言等を積極的に行っております。

監査役　中務正裕氏は13回開催された取締役会の内12回、および13回開催された監査役会の内12回に出席し、主に弁護士としての豊富な知識・経験等から、各会の妥当・公正性を確保するための提言等を積極的に行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

現在すでに効率的なガバナンス体制を敷いている当社にとって、取締役会等において、建設的な議論を提起し、独立性と公正性を保ちつつ社外取締役としての役割を果たしていただくための環境が不十分で効率性を損なう場合も想定されることや、追加的なコストが発生すること等を総合的に勘案して、当社では現在のところ社外取締役を選定しておりません。

４．会計監査人の状況

(1) 名　　称　　有限責任 あずさ監査法人

(2) 報 酬 等 の 額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　　20百万円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額　　20百万円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（注） 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人 有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

５．業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築の基本方針については以下のように定めております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制について

① 法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という）の体制に係る規定を制定するとともに、取締役および使用人が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるための行動基準を設ける。

② 代表取締役は、管理本部担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者に任命し、管理本部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。

③ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力、団体とは一切の関係をもたず、会社組織をもって毅然とした姿勢で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

取締役の職務執行に係る情報の保存および管理については、「文書管理保存規程」を作成し、文章、または、電磁的媒体にて行う。また、必要に応じ関連規程の見直し改善を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

① 業務執行に係るリスクを把握し、適切なリスク対応を行うために、リスク管理規程を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。

② 全社的なリスクを総括的に管理する部門は管理本部とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

① 代表取締役は管理本部担当取締役を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命する。

② 業務の運営については、経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう総括責任者が監督する。
各部門担当取締役は、経営計画に基づいた具体的な施策および効率的な業務遂行体制を整えるとともに、阻害する要因の分析とその改善に努める。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として、月１回の定例取締役会を開催する。また、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催する。

⑸ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

① 当社ならびに子会社の管理は管理本部本部長（取締役）が統括し、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に関係会社連絡協議会を開催する。

② 子会社の所轄業務については、担当取締役が経営計画に基づいた施策と効率的な業務の遂行およびコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立、整備等を図るとともに、子会社の管理の進捗状況を定期的に取締役会に報告する。

③ 取締役会および子会社代表取締役は、問題点の把握と改善に努めるものとする。

⑹ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項について

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、補助すべき使用人を指名することができる。また、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑺ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について

① 取締役および使用人が、監査役に報告すべき事項、監査役が出席する会議、監査役が閲覧する書類等を明確に定め、取締役および使用人に対し周知徹底を図る。

② 監査役は必要に応じいつでも、取締役および使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができる。

⑻ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

① 代表取締役は、監査役と相互の意思疎通を図るため積極的に会合を持つこととする。

② 内部監査室は、内部監査の計画および結果を、監査役に対しても報告を行い相互の連絡を図る。

６．会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は平成19年６月28日開催の第103期定時株主総会の承認を得て、特定株主グループの議決権割合を20％以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または特定株主グループの議決権割合が結果として20％以上となる当社株式等の買付行為への対応方針を導入いたしました。その後、この対応方針に一部の修正を加えながら、平成22年６月29日開催の当社第106期定時株主総会および平成25年６月27日開催の当社第109期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、これを継続しております。（以下、「本対応方針」といいます。）

（１）会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式等の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる特定の者の大規模買付行為を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えますが、当社株主の皆様が、その有する権利に関して重大な影響を持ちうる大規模買付行為に際して適切な判断を行うためには、大規模買付者からの情報提供のみならず、当社取締役会を通じた適切かつ十分な情報の提供および大規模買付行為に対する当社取締役会の評価や意見等の提供が必要不可欠なものであると考えます。また、昨今のわが国資本主義市場においては、株主、投資家等に対する十分な情報開示がなされることなく突然に株式等の大規模買付がなされ、企業価値や株主共同の利益を損なう可能性が生じ得る状況となっております。

このような状況下において、当社は、大規模買付者による情報の提供、および当社取締役会における評価・検討といったプロセスを確保する必要があると考えております。また、当社の企業価値や株主共同の利益が害されると認められる場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置を講じることが当社の取締役としての責務であると考えております。

以上のような考えに基づき、当社取締役会は、当社株式等に対する大規模買付行為を行う場合の手続きを定め、かかる手続きの遵守を大規模買付者に求めることで、株主の皆様が必要十分な情報と検討の時間が得られないまま判断を迫られる事態を回避するとともに当社の企業価値および株主共同の利益を損なう大規模買付行為を防止しようとするものです。

（２）取組みの具体的な内容の概要

当社は、本対応方針において、大規模買付行為を行おうとする者が大規模買付行為を行う前に経るべき手続きを明確かつ具体的に示した当社株式等の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めました。

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、事前に当社取締役会に対し必要かつ十分な情報の提供を必要とする旨、また当該大規模買付行為に関する情報提供を受けた後、当社取締役会が一定の評価期間を確保した後でなければ大規模買付行為を開始することができない旨を定め、その内容を適時開示するものです。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合等においては当社が新株予約権の無償割当等の具体的対抗策を実施することにより当該大規模買付者の当社株式等の保有割合を低下させることもあり得ることを定めております。

当社ホームページ等の大規模買付ルールの掲載等により、当社株式等について大規模買付行為を行おうとする者に対し、遵守すべき手続きがあることを周知させていただきます。

①意向表明書

大規模買付者には、大規模買付行為に先立って、当社宛に、大規模買付ルールを遵守する旨の意向表明書を提出していただきます。

大規模買付行為の提案があった場合には、当社は、適時開示に関する法令および金融商品取引所の規則に従い開示します。

②情報提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。

大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

③大規模買付情報の検討

情報の提供を完了した後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間を与えられるべきものと考えます。

従って、大規模買付行為は、取締役会の意見公表後、または取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は特別委員会や独立した外部専門家等に諮問し、助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。

特別委員会は、本対応方針が適正に運用され、当社取締役会が恣意的な判断がなされることを防止するための独立機関として機能し、対抗措置の発動の是非その他当社取締役会が諮問した事項について、当社取締役会に対し勧告を行うほか、一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の廃止の決定等を行うことがあるものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したものと判断される場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりませんが、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合、当社取締役会は当社の企業価値および株主共同の利益を守るために適切と考える対策を講じることがあります。

当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後における経営方針等を含む大規模買付情報に基づいて、独立の外部専門家等や特別委員会の助言を得ながら当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的な内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響を検討し、監査役全員の賛同を得たうえで決定することとします。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したと判断される場合であって、かつ、当該大規模買付行為が濫用的買収に該当しない場合であっても、当社取締役会として当該大規模買付行為についての反対意見を表明し、あるいは代替案を提示すること等により、当社株主の皆様を説得する行為を行うことがあります。その場合、大規模買付者の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該提案および当該提案に対する当社が提示する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、株式分割、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款の認めるものを行使し、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。

具体的にいかなる対抗策を講じるかについては、当社取締役会が、その時点で最善であると判断したものを選択いたします。

しかしながら、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗策をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

なお、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の向上の観点から、会社法その他企業防衛に関わる法改正、司法判断の動向や分析等を踏まえ、今後必要に応じて本対応方針を変更し、または新たな対応策等を導入することがあります。

本対応方針の有効期限は、平成28年６月開催予定の定時株主総会終結後に最初に開催される取締役会の終了時点までとします。

また、有効期限満了前であっても、本対応方針は、当社取締役会の決議により廃止または変更されることがあります。当社取締役会は、本対応方針を継続、廃止および変更することを決定した場合には、その旨を速やかにお知らせいたします。

詳細につきましては、当社ウェブサイト（アドレス　http://www.asaka-ind.co.jp/）「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」をご覧ください。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
資産の部	千円	**負債の部**	千円
流動資産	**4,768,695**	**流動負債**	**3,250,278**
現金及び預金	1,040,798	支払手形	1,335,771
受取手形	310,871	買掛金	631,577
売掛金	1,306,444	短期借入金	730,000
商品及び製品	1,363,707	１年内返済予定の長期借入金	89,416
仕掛品	35,032	未払金	82,834
原材料及び貯蔵品	151,384	未払費用	170,155
前渡金	8,337	未払法人税等	50,583
前払費用	16,228	未払消費税等	24,681
繰延税金資産	32,804	前受金	29,700
未収入金	452,546	預り金	24,259
為替予約	51,612	賞与引当金	80,200
その他	2,426	その他	1,100
貸倒引当金	△3,500	**固定負債**	**295,641**
固定資産	**1,505,575**	長期借入金	93,008
有形固定資産	**325,273**	繰延税金負債	64,408
建物	191,560	退職給付引当金	132,700
構築物	4,668	その他	5,525
機械及び装置	72,305	**負債合計**	**3,545,920**
車輌及び運搬具	2,287	**純資産の部**	
工具器具備品	18,039	**株主資本**	**2,500,520**
土地	10,805	**資本金**	**829,600**
建設仮勘定	25,607	**資本剰余金**	**509,408**
無形固定資産	**128,253**	資本準備金	509,408
ソフトウェア等	128,253	**利益剰余金**	**1,247,457**
投資その他の資産	**1,052,048**	利益準備金	131,380
投資有価証券	668,565	その他利益剰余金	1,116,077
関係会社株式	50,876	買換資産圧縮積立金	55,670
破産債権等	552	別途積立金	500,000
その他	332,519	繰越利益剰余金	560,406
貸倒引当金	△465	**自己株式**	**△85,945**
		評価・換算差額等	**227,830**
		その他有価証券評価差額金	**193,301**
		繰延ヘッジ損益	**34,528**
		純資産合計	**2,728,350**
資産合計	**6,274,271**	**負債・純資産合計**	**6,274,271**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

科　　目	金　　額	
	千円	千円
売　　上　　高		**8,887,930**
売　　上　　原　　価		6,663,957
売　　上　　総　　利　　益		**2,223,973**
販売費及び一般管理費		2,053,686
営　　業　　利　　益		**170,287**
営　　業　　外　　収　　益		
受　取　利　息　及　び　配　当　金	13,267	
そ　　の　　他	47,644	60,911
営　　業　　外　　費　　用		
支　　払　　利　　息	14,283	
そ　　の　　他	24,437	38,721
経　　常　　利　　益		**192,477**
特　　別　　利　　益		
補　　助　　金　　収　　入	15,000	
投　資　有　価　証　券　売　却　益	10,879	25,879
特　　別　　損　　失		
固　定　資　産　圧　縮　損	15,000	15,000
税　引　前　当　期　純　利　益		**203,356**
法人税、住民税及び事業税		77,000
法　人　税　等　調　整　額		1,522
当　　期　　純　　利　　益		**124,834**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
				買換資産圧縮積立金	別途積立金				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成26年４月１日　残高	829,600	509,408	131,380	55,931	500,000	473,776	1,161,088	△85,468	2,414,628
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△38,465	△38,465		△38,465
買換資産圧縮積立金の取崩				△260		260	－		－
当期純利益						124,834	124,834		124,834
自己株式の取得								△476	△476
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△260	－	86,629	86,368	△476	85,891
平成27年３月31日　残高	829,600	509,408	131,380	55,670	500,000	560,406	1,247,457	△85,945	2,500,520

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	千円	千円	千円	千円
平成26年４月１日　残高	108,491	△570	107,920	2,522,548
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△38,465
買換資産圧縮積立金の取崩				－
当期純利益				124,834
自己株式の取得				△476
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	84,810	35,099	119,910	119,910
事業年度中の変動額合計	84,810	35,099	119,910	205,802
平成27年３月31日　残高	193,301	34,528	227,830	2,728,350

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子 会 社 株 式

移動平均法による原価法

② そ の 他 有 価 証 券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ　　時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）であり、評価方法は次のとおりであります。

商品及び製品	移動平均法	（但し、物流機器類の一部は個別法）
仕掛品	移動平均法	
原材料及び貯蔵品	同上	

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産

定率法（但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８年～50年
その他	２年～40年

② 無 形 固 定 資 産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たす場合は、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段

為替予約取引

・ヘッジ対象

外貨建債務等

③ ヘッジ方針

外貨建輸入取引に係る将来の外国為替相場変動リスクをヘッジするために社内規程等に基づき、過去の取引実績を勘案し、現状の取引に対応して行っております。

なお、短期的な売買差益を獲得する目的（トレーディング目的）や、投機目的のためにデリバティブ取引を行うことはありません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引においては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して為替相場の変動を完全に相殺するものと想定することができるため、有効性の判定を省略しております。

(7) その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 建　　物	179,742千円
② 土　　地	3,335千円
③ 投資有価証券	95,653千円
合　計	278,731千円

(2) 上記に対応する債務

① 短期借入金	664,156千円
② 長期借入金（１年内返済予定のものを含む）	182,424千円
合　計	846,580千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　2,323,583千円

(4) 当事業年度に取得した有形固定資産について、取得価額から控除した圧縮記帳額は、機械及び装置 6,407千円、建設仮勘定 8,592千円であります。
なお、有形固定資産に係る圧縮記帳累計額は、機械及び装置 21,407千円、建設仮勘定 8,592千円であります。

(5) 受取手形割引高　652,305千円

(6) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	5,876千円
② 短期金銭債務	7,713千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

仕　入　高	207,773千円

４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	10,370,800	－	－	10,370,800

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	754,477	3,363	－	757,840

（注） 自己株式の増加 3,363株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年６月27日定時株主総会	普通株式	38,465	4.00	平成26年３月31日	平成26年６月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	38,451	利益剰余金	4.00	平成27年３月31日	平成27年６月29日

５．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

賞与引当金	26,546千円
退職給付引当金	43,042千円
貸倒引当金繰入限度超過額	1,525千円
投資有価証券評価損	4,710千円
会員権評価損	14,637千円
未払役員退職慰労金	3,260千円
未払社会保険料	3,901千円
未払事業税	4,913千円
一括償却資産繰入限度超過額	4,679千円
その他	11,724千円
繰延税金資産小計	118,943千円
評価性引当額	△20,478千円
繰延税金資産合計	98,464千円

（繰延税金負債）

買換資産圧縮積立金	△26,611千円
その他有価証券評価差額金	△86,373千円
繰延ヘッジ利益	△17,083千円
繰延税金負債合計	△130,068千円
繰延税金資産の純額	△31,604千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7%
住民税均等割	4.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.8%
所得拡大促進税制の税額控除	△5.2%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.8%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等負担率	38.6%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

この税率変更により、当事業年度末の繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は4,391千円減少し、法人税等調整額が5,723千円、その他有価証券評価差額金が8,824千円、繰延ヘッジ損益が1,290千円、それぞれ増加しております。

６．金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売規程の与信管理に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

なお、借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額
① 現金及び預金	1,040,798	1,040,798	－
② 受取手形	310,871	310,871	－
③ 売掛金	1,306,444	1,306,444	－
④ 未収入金	452,546	452,546	－
⑤ 投資有価証券			
その他有価証券	668,505	668,505	－
⑥ 支払手形	(1,335,771)	(1,335,771)	－
⑦ 買掛金	(631,577)	(631,577)	－
⑧ 短期借入金	(730,000)	(730,000)	－
⑨ 長期借入金（＊２）	(182,424)	(182,444)	△20
⑩ デリバティブ取引	51,612	51,612	－

（＊１）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（＊２）長期借入金は、１年内返済予定のものを含んでおります。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金、② 受取手形、③ 売掛金、④ 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、債券は金融機関等から提示された価格によっております。

⑥ 支払手形、⑦ 買掛金、⑧ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑨ 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定される方法によっております。

⑩ デリバティブ取引

デリバティブ取引は為替予約取引のみで全てヘッジ会計を適用しております。時価については、先物為替相場によっております。

（注２）非上場株式（貸借対照表計上額 60千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「⑤ 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注３）関係会社株式（貸借対照表計上額 50,876千円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表には含めておりません。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	283円82銭
(2) １株当たり当期純利益	12円98銭

８．重要な後発事象に関する注記

特に記載すべき事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月11日

浅香工業株式会社
取 締 役 会　御中

有 限 責 任　あ ず さ 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　日根野谷　正人　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　奥　田　　賢　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、浅香工業株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年５月13日

浅香工業株式会社　監査役会

常勤監査役　尾崎順司　㊞

監査役　藤田敏雄　㊞

監査役　大塚　豊　㊞

監査役　中務正裕　㊞

(注) 監査役大塚　豊および監査役中務正裕は、会社法第２条第16号および第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当社は業績、配当性向、内部留保等を総合的に勘案し、株主各位に対する利益還元のための安定配当の実施を基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、諸般の事情を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき金４円といたしたいと存じます。
　なお、この場合の配当総額は38,451,840円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成27年６月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役　嶌田長秋、古賀秀一郎、岡田　実、児山正紀、山木信男、林　弘章、河本幸博の７氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役２名減員し、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位・担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	こがしゅういちろう 古賀秀一郎 （昭和32年６月21日）	昭和56年３月　当社入社 平成19年４月　当社営業部西部営業担当部長兼商品部部長 平成19年６月　当社取締役営業部西部営業担当部長兼商品部部長 平成20年６月　当社取締役営業部本部長兼企画開発室室長 平成23年６月　当社常務取締役営業部本部長兼企画開発室室長 平成24年６月　当社代表取締役社長兼営業部本部長（現任）	63,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位・担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	岡田 実 （昭和35年８月８日）	昭和58年３月 当社入社 平成19年４月 当社総務部部長 平成19年６月 当社取締役総務部部長 平成23年６月 当社常務取締役管理本部本部長 平成24年６月 当社専務取締役管理本部本部長（現任）	53,000株
3	児山 正紀 （昭和26年12月31日）	昭和50年４月 当社入社 平成15年４月 当社物流システム部次長（技術担当） 平成18年４月 当社物流システム部技術担当部長 平成19年４月 当社生産部部長 平成20年６月 当社取締役生産部部長 平成24年６月 当社常務取締役生産部部長（現任） 平成25年５月 子会社　国富産業株式会社　代表取締役社長（現任）	53,000株
4	山木 信男 （昭和32年６月10日）	昭和56年３月 当社入社 平成17年４月 当社物流システム部東部担当次長 平成20年７月 当社内部監査室次長 平成20年12月 当社内部監査室部長 平成21年７月 当社経理部部長 平成23年６月 当社取締役経理部部長（現任）	26,000株
5	河本 幸博 （昭和34年３月20日）	昭和57年３月 当社入社 平成18年４月 当社物流システム部西部担当次長 平成22年４月 当社物流システム部営業担当部長 平成23年６月 当社取締役物流システム部本部長（現任）	30,000株

（注）　１．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．社外取締役を置くことが相当でない理由

現在すでに効率的なガバナンス体制を敷いている当社にとって、取締役会等において、建設的な議論を提起し、独立性と公正性を保ちつつ社外取締役としての役割を果たしていただくための環境が不十分で効率性を損なう場合も想定されることや、追加的なコストが発生すること等を総合的に勘案して、当社では現在のところ社外取締役候補者を選定しておりません。

今後も当社の最適なコーポレートガバナンスを目指し、周囲の環境や市場動向の状況等も勘案しつつ引き続き検討を重ねてまいりたいと存じます。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役　尾崎順司、藤田敏雄、大塚　豊の３氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ 林（はやし）　弘章（ひろあき） （昭和32年11月30日）	昭和55年３月　当社入社 平成18年４月　当社営業部東京支店担当次長 平成20年７月　当社営業部東京支店担当部長 平成23年４月　当社営業部東部担当部長 平成23年６月　当社取締役営業部東部担当部長（現任）	29,000株
2	尾崎（おざき）　順司（じゅんじ） （昭和19年８月８日）	昭和43年３月　当社入社 平成９年４月　当社営業部貿易担当次長 平成15年４月　当社商品部部長 平成16年６月　当社常勤監査役（現任）	50,000株
3	※ 田中（たなか）　宏明（ひろあき） （昭和40年８月15日）	平成元年10月　朝日新和会計社（現 有限責任 あずさ監査法人）入所 平成５年３月　公認会計士登録 平成５年11月　税理士登録 田中宏明税理士事務所開設　所長（現任） 平成６年８月　朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）退所	1,000株

（注）１．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

２．※印は新任監査役候補者であります。

３．田中宏明氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、田中宏明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

４．社外監査役候補者の選任理由について
田中宏明氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計ならびに税務に関する専門知識と豊富な経験があることから、当社の経営に対し、的確な助言をいただけるものと判断し社外監査役候補者とするものであります。

５．本議案が原案どおり承認された場合には、田中宏明氏と当社の間で会社法第427条第１項の規定および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

以　上

株主総会会場ご案内略図

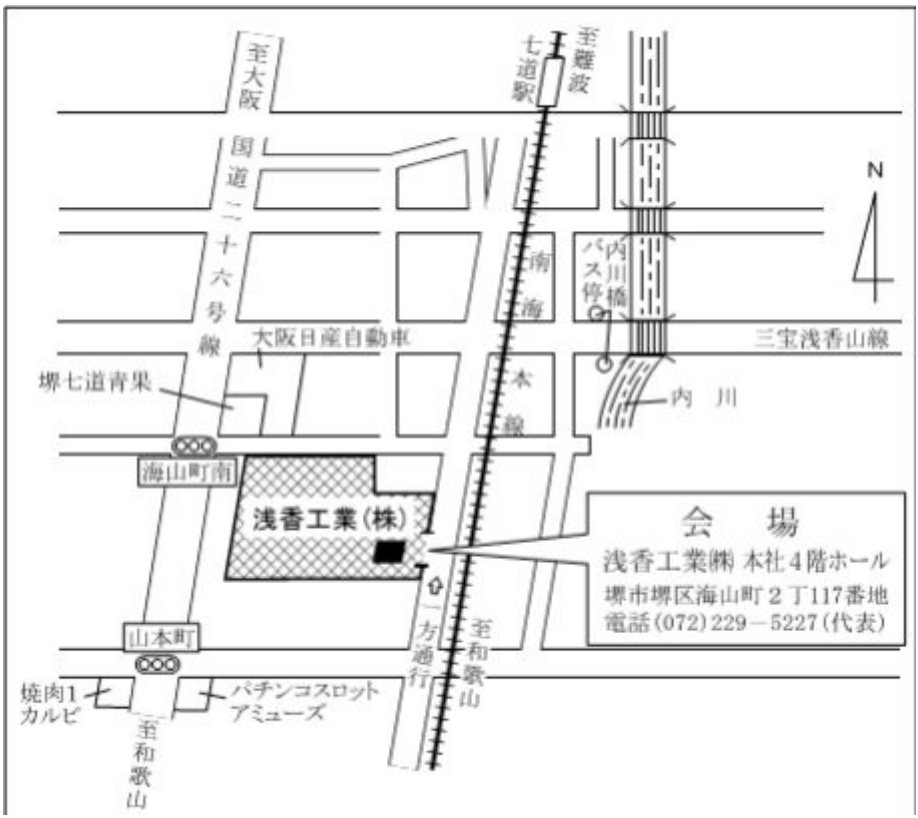

交　　通　南海本線七道駅下車、線路西側を南へ徒歩約８分